

市街撮影行為の適法性

弁護士 森 亮二

ゲーグルストリートビュー

グーグルストリートビュー

- 2007年に米国で提供開始、その後各国に拡大。日本には2008年に上陸。
- 各国でプライバシーをめぐる議論発生
- 日本でも、プライバシーや肖像権の侵害である、防犯上の観点から問題があるといった指摘がなされたほか、ユーザーからの問題のある画像の削除申請が大量に同社に対して寄せられ、新聞やテレビ等でも大きく報道されるとともに、国会、地方自治体等からも反応が見られた。
- 東京都では、情報公開・個人情報保護審議会において、グーグル社との意見交換を実施。第41回会合において、①個人情報保護法との関係、②プライバシー・肖像権との関係が未整理である等の指摘をし、総務省に検討を要請。

グーグルストリートビュー

- 日弁連は、意見書を公表し、市民の肖像権・プライバシー権を侵害する違法行為にあたる可能性があると指摘。
- 総務省は40自治体等からの要請を踏まえて「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」で本件を検討。同検討会の「第一次提言」(平成21年8月)において法的問題点の整理と提言を示す。

グーグルストリートビュー

□ 「第一次提言」より

プライバシーとの関係で、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い。もっとも、プライバシー侵害となるかどうかは、写真の内容や写り方に左右される面が大きく、撮影態様も個別のケースごとに検討する必要があるため、最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ないため、道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが残ることは避けられない。

肖像権との関係でも、サービスを一律に停止すべき重大な問題があるとまでは言い難い。もっとも、道路周辺映像サービスでは、一部に、風俗店等に出入りする姿、立ち小便をしている姿、職務質問を受ける姿等公道であっても撮影、公開されることを通常許容しないと考えられる写真が入り込むこともあり得るため、肖像権侵害となるかどうかは、プライバシーと同様に最終的には事例ごとの個別判断とならざるを得ず、その意味で道路周辺映像サービス提供者に一定の法的リスクが残ることは避けられない。

グーグルストリートビュー

□ 「第一次提言」より

撮影の態様については、後述の肖像権が問題となった事案における裁判例を参考にする限り、公道からの撮影は不当な態様での撮影とはならないことが多いと考えられる。(中略)また、我が国の住宅事情にかんがみれば、人の目線を大きく超えるような高さにカメラ位置を設定して撮影すると、結果として塀越しに家屋をのぞき見て撮影しているのと同様となり、やはり不当な撮影態様とみられる可能性があることから、サービスに支障がない限度で、可能な限り人間の目線に近い位置にカメラ位置を設定して撮影するなどの配慮も必要である。

裁判例

ストリートビュー洗濯物撮影事件

福岡地判H23.3.16

- ストリートビューによって住居のベランダに干してあった洗濯物を撮影されインターネットで公表されたことにより、精神的苦痛を受けたとし、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案
- 福岡地裁は請求を棄却

元来、当該位置にこれを掛けておけば、公道を通行する者からは目視できるものであること、本件画像の解像度が目視の次元とは異なる特に高精細なものであると
いった事情もないことをも考慮すれば、被告が本件画像を撮影し、これをインターネット上で発信することは、未だ原告が受忍すべき限度の範囲内にとどまるというべきであり、原告のプライバシー権が侵害されたとはいうことができない。

ストリートビュー洗濯物撮影事件

福岡高判H23.3.16

□ 原告は控訴 ⇒ 高裁も控訴棄却 ⇒ 上告 ⇒ 最高裁上告棄却

一般に、他人に知られたくない私的事項をみだりに公表されない権利・利益や私生活の平穩を享受する権利・利益については、プライバシー権として法的保護が与えられ、その違法な侵害に対しては損害賠償等を請求し得るところ、社会に生起するプライバシー侵害の態様は多様であって、出版物等の公表行為のみならず、私生活の平穩に対する侵入行為として、のぞき見、盗聴、写真撮影、私生活への干渉行為なども問題となり得る。

一般に公道において写真・画像を撮影する際には、周囲の様々な物が写ってしまうため、私的事項が写真・画像に写り込むことも十分あり得るところであるが、そのことも一定程度は社会的に容認されていると解される。本件の場合、ベランダに掛けられている物が具体的に何であるのか判然としないのであるから、たとえこれが下着であったとしても、上記の事情に照らせば、本件に関しては被撮影者の受忍限度の範囲内であるといわなければならない。

最判S44.12.24 京都府学連事件①

- 憲法13条は、(中略)と規定しているのであつて、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものといふことができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態(以下「容ぼう等」という。)を撮影されない自由を有するものといふべきである。
- これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

- 「撮影」されない自由
- 根拠は憲法13条

最判S44.12.24 京都府学連事件②

- しかしながら、(中略)その許容される限度について考察すると、(中略)次のような場合には、撮影される本人の同意がなく、また裁判官の令状がなくても、警察官による個人の容ぼう等の撮影が許容されるものと解すべきである。
- すなわち、現に犯罪が行なわれもしくは行なわれたのち間がないと認められる場合であつて、しかも証拠保全の必要性および緊急性があり、かつその撮影が一般的に許容される限度をこえない相当な方法をもつて行なわれるときである。
- このような場合に行なわれる警察官による写真撮影は、その対象の中に、犯人の容ぼう等のほか、犯人の身辺または被写体とされた物件の近くにいたためこれを除外できない状況にある第三者である個人の容ぼう等を含むことになつても、憲法13条、35条に違反しないものと解すべきである。

- 許容される要件は極めて厳しいが警察による撮影であることも一因
- 近くにいた人の映り込みも許容される。

警察の監視カメラに関する大阪地判平成6年4月27日

15台のカメラ撤去請求のうち1台を容認

(四) 公権力による監視とプライバシーの利益

原告らは、「公権力により監視されない自由」という概念のもとに、公権力が個人の情報を収集することは原則として禁止されるべきであると主張するが、権利概念として必ずしも明確とは言いがたく、また、公共の安全等のための必要性の有無などを無視して安易にこれを認めることは妥当ではなく、既述のプライバシーの利益の範疇で判断するのが相当である。もっとも、国家や自治体などの公権力による行為は、その特性として、私人の情報収集の場合に比べて規模・能力の点で格段に優れており、個人に関する大量の情報が集積されやすいこと、公権力自体はいわゆる知る権利等の基本的人権の享有主体ではなく、その権限の行使は法律に基づくことを要しかつ法律の執行のために必要最小限の範囲に限られ、自ずから個人の情報の取得・公表・利用についても制限のあるべきことなどの事情が存在するから、プライバシーの利益の侵害やその正当化の可否、裁量権の逸脱の有無の判断にあたってこれらを斟酌する必要があり、その指摘としては留意すべきであるが、結局、それで足りるものというべきである。

(五) 本件テレビカメラの設置・使用の利益とプライバシーの利益

本件の場合、先に認定したように、警察により相当多数のテレビカメラが狭いあいりん地区内に設置され、人の生活領域の相当広い範囲を継続的に監視しうる体制がとられており、(以下略)

Nシステムに関する東京地判平成19年12月26日

Nシステムによる肖像権侵害等に基づく国賠請求を否定

イ 憲法13条は、国民の私生活上の自由が警察権等の公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しており、この個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集・管理されることのない自由を有するものと解される。しかし、このような個人の有する自由も無制約のものではなく、公共の福祉のために必要のある場合には相当の制約を受けることは同条の規定するところである。

よって、公権力による国民の私生活に関する情報の収集・管理が同条の趣旨に反し、国賠法上の違法性を有するか否かは、① 公権力によって取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの情報の性質はどのようなものか、② 公権力がその情報を取得、保有、利用する目的が正当なものであるか、③ 公権力によるその情報の取得、保有、利用の方法が正当なものであるか、④ 公権力によるその情報の管理方法の厳格さはどの程度か、などを総合して判断すべきである。

ウ そこで、Nシステム等によって走行車両の通過車両データを記録・保存することが、上記の判断基準に照らして、憲法13条の趣旨に反するか否かについて検討する。

Nシステムとは

- 正式名称は、「自動車ナンバー自動読み取り装置」
- 警察が設置する、走行中の自動車のナンバープレートを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。手配車両の追跡に用いられ、犯罪捜査の重大な手がかりとなることもある。通称は「Nシステム」(Wikipediaより)
- オービス(速度違反自動取締装置)とは違う。



「モーターファン」のウェブサイトより



まとめと問題意識

まとめと問題意識①

- 公表を伴わない撮影行為だけでも違法になりうる点に注意。
- ストリートビューにおいては、公道から見える範囲、人の目線の高さからの撮影であることが大きな正当化事由になっている。
- その他の工夫 — Googleのウェブサイトから

撮影にあたっては、一般的に立ち入れる場所からの撮影を心がけています。加えて、個人を特定できる要素(人物の顔や自動車のナンバープレートなど)にぼかしを入れるよう努めております。また、ユーザーから追加ぼかし処理依頼を受けた場合に、対象の自動車、住宅、人の画像全体にぼかし処理を施します。

- 逆に高高度からの空撮であれば、問題は少ないと考えられるか。

 This map was created by a user. [Learn how to create your own.](#) 

ログイン



Google My Maps

まとめと問題意識②

- 監視カメラについては多くの裁判例と法的議論の蓄積があるが、これは人の撮影。市街撮影については、ストリートビューくらい。
- 監視カメラの適法性の基準としてわかりやすいのは、Nシステム事件の①取得される情報の性質、②取得の目的が正当なものか、③取得の方法が正当なものか、④取得後の情報の管理方法の厳格さ、などの総合判断
- 商用カメラについては、IoT推進コンソーシアム、経済産業省及び総務省が、「カメラ画像利活用ガイドブック」ver1.0とver2.0を公表している(これも人の撮影)

ご清聴ありがとうございました
